

相互扶助制度における 広域機関の役割について

2020年12月10日

電力広域的運営推進機関 運営委員会

■ 運営委員会では、諮問事項として、「（１）組織運営に係る検討」、「（２）災害復旧費用の相互扶助及び災害時連携計画等、防災に関する事項の検討」、「（３）その他他委員会で取り扱わない事項についての検討」があります。

■ その中で、本委員会では、（２）の「災害復旧費用の相互扶助」の件に関し、ご審議とご報告をさせていただきます。

第1回 運営委員会 資料3

運営委員会の設置について

2020年12月10日

事務局

以下の事項について検討するため、定款第41条第1項の規定に基づき、第269回理事会において、運営委員会を設置することとした。

理事会からの諮問事項：

・ 運営委員会

（１）組織運営に係る検討

（２）災害復旧費用の相互扶助及び災害時連携計画等、防災に関する事項の検討

（３）その他他委員会で取り扱わない事項についての検討

- 1． 災害扶助制度に係るこれまでの経緯について
- 2． 委員会の議案・スケジュール
- 3． 本日のご報告・ご審議内容

1. 災害扶助制度に係るこれまでの経緯について

- 第11回電力レジリエンスWG（6月16日）にて、災害復旧に係る費用の一部を交付する相互扶助制度は本機関の業務とすることが整理された。
- それを受け、本機関では「相互扶助制度を運用」していくための、具体的な手順やルールについて検討を行い、本委員会にて、ご報告させていただきます。

災害復旧費用の相互扶助制度の詳細設計について <第11回 電力レジリエンスワーキンググループ資料より抜粋>

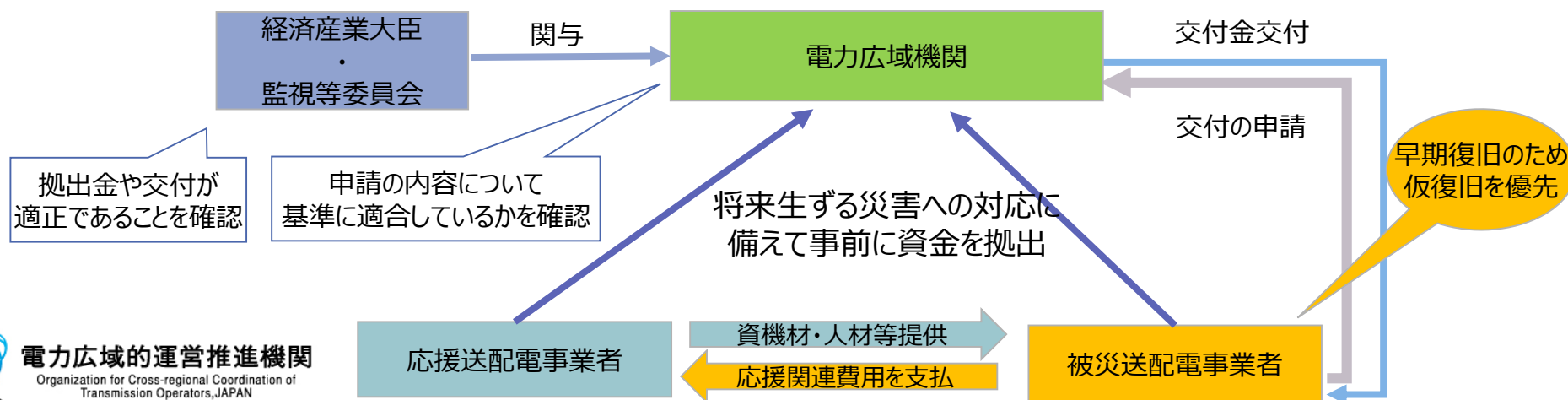
- 本ワーキンググループにおける「台風15号の停電復旧対応等に係る検証結果取りまとめ」（以下、「検証結果取りまとめ」という。）において、相互扶助制度の対象費用の範囲や、制度の詳細について議論が必要となる論点について、整理いただいた。
- また、持続可能な電力システム構築小委員会の中間取りまとめにおいては、相互扶助制度に関する国や電力広域機関の関与について議論がなされた。
- これらを踏まえ、**本年6月5日に成立した改正電気事業法において、電力広域機関の業務として、災害復旧に係る費用の一部を交付する相互扶助制度の創設が盛り込まれたところ。**
- 相互扶助の仕組みを今夏の台風シーズンより適用して、災害の早期復旧に資するよう、本制度の詳細設計を検討するにあたり、本日は以下の点についてご議論いただきたい。
 - ① **相互扶助制度の対象となる災害の基準について**
 - ② **相互扶助制度の対象となる費用の範囲について**
 - ③ **相互扶助制度の対象となる事業者について**
 - ④ **各事業者の具体的な拠出額等について**
 - ⑤ **相互扶助制度の開始時期について**

相互扶助制度とは

- ✓ 2019年9月9日、関東を直撃する台風としては過去最大規模の勢力を有した台風15号の影響をはじめ、昨今の災害の激甚化を踏まえ、停電復旧に係る応援の規模・期間が大規模・長期化すること等に伴うコスト増加に対応するため、電力レジリエンスWGにて、事業の公益性及び、対象となる費用の範囲に鑑み、広域的な送配電設備を維持・運用する事業者を対象に、広域機関を関与させた上で、災害復旧にかかる費用については、全国大で負担・費用回収する制度(災害復旧費用の相互扶助制度)を創設することが確認された。

具体的な内容

- 被災送配電事業者は一定の基準を満たした災害時において発生した
①他電力等からの応援に係る費用、②本復旧と比較して迅速な停電の解消が期待される仮復旧費用といった、停電からの早期復旧に資する費用が本制度の対象となる。
- 資金拠出に当たっては、仕組みとして資金の拠出が過剰とならないよう、被災会社に一定程度の自己負担(レジWGにて対象金額の1割で設定)を求めるとともに、事業者が事前に拠出する額を算定し、国がその運用状況を確認するなど、制度的に関与を行う仕組みとなっている。



<第11回 電力レジリエンスワーキンググループ資料より抜粋>

①相互扶助制度の対象となる災害の基準について(2)

●災害基準案（いずれかの判断タイミングにおいて、要件を満たす場合、本制度の対象とする）

判断タイミング	適用要件
発災前	●電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合 ✓（台風）非常に強いまたは猛烈な台風について、48時間先までの予想進路に電力供給エリアが入る場合 ✓（災害共通）大雨特別警報、暴風特別警報等の各種特別警報が発令された場合 ✓（災害共通）国や電力広域機関からの要請があった場合
発災直後	●電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合 ✓（災害共通）停電軒数10万戸以上 ✓（台風・豪雨）最大風速*1 40m/s以上が観測された場合 ✓（台風・豪雨）1時間降水量が80mm以上を観測した場合 ✓（地震）最大震度6弱以上を観測した場合 ✓（災害共通）国や電力広域機関からの要請があった場合
事後	●電力供給エリアにおいて、以下に該当する場合 ✓（災害共通）相互扶助制度の対象費用が5億円以上、あるいは年間想定需要（kWh）×1銭以上 ※上記の災害要件に該当しない場合でも、基準に準ずる災害と事後検証の結果、認められた場合

*1 最大風速…10分間平均風速の最大値

<第11回 電力レジリエンスワーキンググループ資料より抜粋>

(参考) 対象費用の具体的な項目について

- 相互扶助制度の対象については、以下のような費用項目を想定。

1. 時間外労務費・日当
2. 資機材の材料費[※]・輸送費
3. 人員の移動・宿泊費
4. 電源車等の燃料・移動・点検費
5. 委託費
6. 迅速な停電復旧に資する費用（被害箇所の巡視や倒木処理等）
7. その他他電力応援に必要な費用

※資機材については、他電力からの応援費用に係るもの及び仮復旧費用であることが明らかなもののみが対象。

【交付金】

被災送配電事業者は一定の基準を満たした災害時において発生した①他電力等からの応援、②他電力の電源車活用、③本復旧と比較して迅速な停電の解消が期待される仮復旧作業、にそれぞれ要した費用について申請し、受け取ることができる金額。

【拠出金】

第28条の40第2項1号の規定に基づく電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てる交付金の交付に充てるため、一般送配電事業者等より拠出される金額。

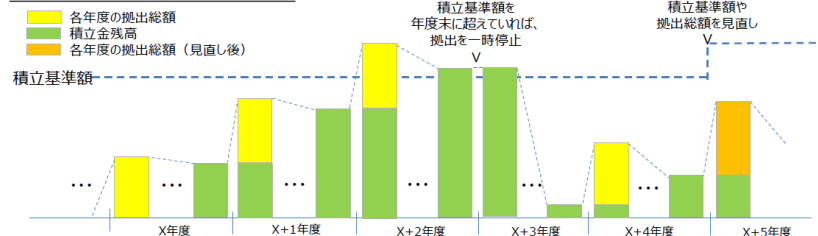
【積立基準額】

国のレジWG及び構築小委にて審議された積立の基準額。数年に一度発生するような大規模災害に対応するための分を考慮して別途積み立てておくことが必要ではあるが、過度な積立は回避するため、これ以上の積み立ては行わないという基準として設定された額。

② 積立・拠出方法と見直しのタイミング

- 相互扶助制度の拠出金について、拠出額が毎年大きく変動する場合には託送料金上でも影響を考慮することから、過度な積立を防ぐために設定する**積立基準額を超えるまでは、全社の拠出総額※としては毎年一定の拠出**としてはどうか。(年度末に積立基準額を超えている場合には拠出を一時停止)
※各社の拠出額は、需要規模に応じて変動しうる。
- その上で、本制度を運用する電力広域機関においては、**料金洗い替えと同様5年毎を基本に、積立基準額や毎年の拠出総額等を見直すこと**としてはどうか。
- また、積立額が大幅に不足し、被災事業者が速やかに交付金を受け取れない状況が続くことは望ましくないため、その場合には、定期見直しを待たずに金額等を見直すこととしてはどうか。

<相互扶助制度 運用イメージ>



③ 拠出金額の基本的な考え方

- 毎年の拠出金額は、制度を安定的に運用するため、**毎年発生する蓋然性が高い通常規模の災害への対応分に加え、数年に一度発生するような大規模な災害にも対応するための積立分を考慮して設定する必要がある。**
- このため、まずは当面の積立基準額と毎年の拠出金額を以下のように考えてはどうか。
 - － 積立基準額は、十分な積立金額を確保しておくことが重要であるため、**直近の大規模災害における制度対象費用の概算等を踏まえて設定。**
 - － その上で、毎年の拠出総額は、**(1) 過去の実績から想定される1年あたりの平均交付金額に、(2) 数年に一度発生するような大規模な災害に対応するための積立分を加算して設定した上で、拠出金額の見直しの際には、制度運用開始後の実績を反映。**

<上記の考え方に基づいた試算例>

災害名 (主な被災事業者)	対象費用 (概算)	交付総額 (概算) (対象費用×0.9)	(参考) 電力会社の公表額等 ¹⁾
2018年北海道胆振東部地震 (北海道電力)	9.8億円	8.8億円	40億円
2018年台風21号 (関西電力)	22.6億円	20.3億円	102億円
2018年台風24号 (中部電力)	26.6億円	23.9億円	40億円
2019年台風15号 (東京電力)	86.7億円	78.1億円	124億円
2019年台風19号・21号 (東京電力)	17.7億円	15.9億円	42億円
合計	163.4億円	147億円	348億円

⇒交付総額は、損失額の約4割に相当

積立基準額：数年に一度発生するような特に大規模な災害でも積立額を確保する観点から、2019年度の交付総額概算を踏まれば**約90億円**

(1) 毎年発生する災害への対応分については、災害復旧修繕費実績 (約38億円/年[※]) の約4割と想定すると**約15億円/年**

※2010～2019年度分の平均値。特別損失計上の災害は含まれない。

(2) 積立基準額が約90億円の場合、全国大では2年に1回程度発生していることから、2年間で積み立てるとすると**約45億円/年**

⇒拠出総額 約60億円/年

〔出所〕第11回電力レジリエンスWG資料 (令和2年6月16日) 資料3 一部追記

2. 相互扶助に関する運営委員会議案・スケジュール

- 第1回目では、業務フローをご説明し、本機関の規程類作成に関わる重要項目のご審議とご報告をさせて頂く
- 第2回目では、業務フローのより具体的な詳細項目につき、ご審議とご報告をさせて頂く

	開催 時期	議 題	
		概 要	審議、報告事項
第1回 委員会	12/10	○本委員会の設置 ○制度の概要説明 ○業務フローのご説明 ○重要項目の審議、報告	【審議事項】 ○業務フローについて ○業務フローに関する重要項目について 【報告事項】 ○積立基準額及び拋出総額について ○交付について
第2回 委員会 (仮)	1/中	○業務フローに関する詳細項目のご説明	【審議事項】 ○事業者が申請する際における具体的なルール ・運用要領 ・交付申請の対象費用項目 ・その他
第3回以降の 委員会	実務を踏まえ適宜開催		

- 本日の委員会では、電力レジリエンスWGで提示されている基本的な考え方のもと、相互扶助制度が「透明かつ公正に」運用されることを目指し、下記内容について整理したことから、ご審議いただくとともに、国からの指示により運用する部分については、ご報告とさせていただきます。

(1) ご審議頂きたい事項 (2) ご報告事項

内容 (1) ご審議頂きたい事項

1. 業務フローについて
2. 業務フローに関する重要項目について

内容 (2) ご報告事項

3. 積立基準額及び拠出総額について
4. 交付について